

第852回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成26年4月16日（水）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第851回教育委員会会議録の承認について

4 第852回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 平成27年度使用の県立中学校教科用図書の新採択に関する基本方針について (高校教育課)

(2) 宮城県社会教育委員の会議意見書について (生涯学習課)

6 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について (総務課)

(2) 授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について (高校教育課)

7 議 事

第1号議案 職員の人事について (教職員課)

第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について (生涯学習課)

8 課長報告等

(1) 平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について (特別支援教育室)

(2) 県立特別支援学校高等学園の新設について (特別支援教育室)

(3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について (高校教育課)

(4) 平成25年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について (スポーツ健康課)

(5) 自転車競技場の解体工事等について (スポーツ健康課)

(6) 羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレードについて (スポーツ健康課)

(7) 「宮城県2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部」の設置について (スポーツ健康課)

(8) 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について (生涯学習課)

9 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧について (総務課)

(2) 平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況について (高校教育課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

平成２７年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針

平成２６年４月４日
宮城県教育委員会

- 1 併設型中高一貫教育を行う各県立中学校（以下「県立中学校」という。）において平成２７年度に使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号。以下「無償措置法」という。）の規定に基づき、以下により適正に実施する。
- 2 教育長は、県立中学校において使用する教科書の選定のため、県立中学校に教科用図書選定調査委員会（以下「選定調査委員会」という。）を設置する。
- 3 選定調査委員会は、当該県立中学校の教員等をもって構成し、その委員長は、当該県立中学校の校長をもって充てる。
- 4 選定調査委員会は、無償措置法第１１条に規定する教科用図書選定審議会が答申する「平成２７年度使用教科用図書採択基準及び選定資料」を活用し、中学校用教科用図書目録（平成２７年度使用）に登載されている教科書の中から、当該県立中学校の教育課程上適切と判断される教科書を選考し、当該選定希望及び理由を教育長に提出する。
- 5 教育長は、県立中学校の校長より提出された選定希望等について、別に設置する「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」に諮り、当該委員会の判断を踏まえ、採択案を作成する。
- 6 教育長は、前項の規定により作成した採択案を教育委員会の議に付する。

宮城県社会教育委員の会議意見書について

テーマ「地域をつくる子どもたち」

はじめに

宮城県はこれまで地域全体で子どもを育てるという考え方のもとに、家庭と地域、学校による協働教育を進めてきた。今後は、その取組を一步進めて、子どもが地域の一員として「大人とともに地域をつくる」存在として、家庭と地域、学校が協働して環境を整えることが必要である。

また、子どもは将来の社会を担う中心的な存在であるとともに、今の社会を生き、その一員として、大人とともに社会をつくる存在でもある。

第３２次の社会教育委員の会議では、このような考え方にたって、子どもたちと地域の関わりについて調査を進め、現状と課題を把握した上で、地域の一員として子どもたちが地域づくりに関わるために、社会教育が行うべき支援の在り方について、意見書としてまとめた。

I 「地域をつくる子どもたち」について

◇ 地域をつくるとは

大人も子どもも含めた地域住民、地域の団体、行政等が、お互いに関係性を強めることにより、誰にとっても住み心地の良い、安心・安全で活気のある地域社会を形成していくこと。

◇ 今回の意見書の中で取り上げる子どもたちとは

子どもたちの発達段階によって地域との関わりには違いはあるが、中学生・高校生の地域との関わりが希薄となっていることを課題と捉え、また、地域づくりやその担い手に十分なり得る年代であることを踏まえ、意見書の中では主な対象を中学生・高校生とした。

1 なぜ、地域をつくる子どもたちなのか

(1) 東日本大震災からの復興と地域づくり

- 地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能は低下してきている。
- 今後のまちづくりや地域コミュニティの再構築に、社会教育がどう関わっていくかが本県における大きな課題の一つである。
- 子どもたちは地域から見守られ支援される存在から、復興の過程において社会を支える一員として、復興の主体となり得る存在である。
- 本来、子どもは自分なりに考え、行動できる力を持っている。震災をきっかけに表出した子どもの力や声を地域づくりに反映することは、復興を進める力となるだけでなく、地域が活気を取り戻すことにもつながる。
- 子どもは未来だけでなく、まさに今を担っている存在でもある。各地で子どもを含めた住民の協働による地域課題の解決や地域の活性化などの取組を促進していくことが、まちづくりや地域コミュニティの再構築にとって重要なことである。

(2) 地域の一員としての子どもの現状

① 地域への関心

地域や社会で生じている問題等に関心を持っている中学生は半数を超える。特に被災地域の子供たちは、地域に貢献しようという思いを強く持っている。

② 子どもの日常の様子

子どもたちの日常は忙しく、平日・休日を問わず部活動に多くの時間を充てているため、地域づくりに参画するための時間を確保するのが難しい。

③ 子どもと地域のつながり

中学生・高校生になると地域とのつながりが薄くなるが、ジュニア・リーダーが地域と深く関わっている事例もある。

(3) 中学生・高校生に焦点を当てること

① ボランティア活動・地域貢献活動

- 新学習指導要領において、社会参画に関する内容の充実を図るなど、学校においても社会参画の視点が重視されている。
- 志教育との関連で、さまざまな種類のボランティア活動や地域貢献活動など、地域と関わる活動が多く行われている。

② 地域に関わることの意義

- 中学生・高校生の時期に地域と関わることは社会性の発達や自己有用感を育てるという点において重要である。
- 地域に関わる活動を行った場合、成人になってからもその割合が高い。

II 子どもが地域づくりに参画している事例

1 事例を検討していく視点

- 地域に関わりたいという子どもの思いを地域の活動にどのように結びつけているか。
- 子どもたちが関わったことで、地域・子ども・大人はどのように変容したか。

2 事例の概要

- 4つの対象事業の内容及び特徴

3 事例

事例 1

「伊達な防災イベント」(仙台市) 市民講座の企画運営に小中学生が参画し、地域団体と協働で地域づくりを進めている事例

事例 2

「ゆめのまちプラン」(石巻市) 石巻子どもまちづくりクラブを中心として、小中高生が地域づくりに参画している事例

事例 3

「ぼくとわたしの復興計画」(東松島市) 自治協議会コミュニティ部会が中心となり、小中学生と共に復興計画を作成した事例

事例 4

「南三陸まちづくりプロジェクト」(南三陸町) ジュニア・リーダーがNPOの支援を受けながら、まちづくりの提案書をまとめた事例

4 子どもが地域づくりに参画するための手がかかり

(1) 子どもの参画を可能にした要因

① 子どものニーズを捉える

子どもが社会の一員として地域づくりに参画したいという思いを持っていることに大人が気づき、いろいろな手法を用いて、子どものニーズを捉えている。

② 活躍できる機会の提供

子どもが地域づくりや復興に自分から関わりを持つことは難しいため、大人が活動のきっかけづくりや環境づくりをしている。

③ 実社会の中での具体的な行動・体験

地域に出向いての聴き取り調査、企画提案のためのワークショップなど、実社会の課題と関わりながら活動が進められている。

④ 大人の関わり方とサポート

子どもは地域社会の一員であると大人が認識し、子どもを支援するという姿勢で向き合い、性急に活動を進めない。

- ⑤ **ファシリテーター、コーディネーターの存在**
ファシリテーターやコーディネーターが活動のキーパーソンとなり、子どもの意見を地域課題解決につなげている。
- ⑥ **子どもに配慮した活動時間・曜日**
子どもに配慮し、活動の曜日や集まる時間、方法を工夫している。
- ⑦ **地域における活動拠点の存在**
市民センターや公民館など活動の拠点となる場所が決まっている。活動が継続的に行われ、地域の人からも活動が認められやすくなる。

(2) 子どもの参画がもたらす地域・子ども・大人の変化

- ① **地域の変化**
子どもならではの柔軟な発想、気づきは地域の活動に新たなアイデアをもたらし、子どもを核とした幅広い年代での交流は地域住民の結びつきを強くしている。
- ② **子どもの変化**
自分の意見や考えを述べるようになり、地域社会で生活していくために必要な能力を身につけ、自分も地域社会の一員であることを自覚するようになった。
- ③ **大人の変化**
保護者や関わった大人が、改めて自分の住んでいる地域に目を向けるようになった。また、子どもが持っている柔軟な発想や気づきにふれることにより、地域づくりに子どもが参画することの良さを学ぶ機会になっている。

Ⅲ 地域づくりへの参画を促進するために

1 子どもが参画し活躍することへの支援

- (1) **大人の意識改革**
 - 大人が地域の活動に積極的に参加し、子どもの能力を実感することが必要である。
 - 子どもの自発性を尊重した態度を大人がとることが大切である。その上で、子どもが主体的に活動するまで待つことが必要である。
- (2) **地域と学校との協働**
 - 地域づくりへの子どもの参画を継続的に推進していくためには、学校と地域の双方に協働を担当する組織や人材が必須である。
 - 学校と地域づくりに関係する団体が協議の場を設け、それぞれの活動の情報の集約・整理、活動の連携・融合を図っていく必要がある。
- (3) **活動の評価・促進・広報**
 - 地域づくりへの参画が社会で広く認知されるため、活動に対する評価の手法を確立していく必要がある。
 - 活動記録証明制度や活動記録カードの作成、子どもの顕彰制度など、評価の仕組みを整えていく必要がある。
 - 子どもたちの情報交換や交流のために、地域づくりに参画した子どもたちによるシンポジウムなどを開催する。

2 子どもが活躍できる環境づくり

- (1) **地域行事への子どもの参画**
 - 地域行事やイベントなどへの運営スタッフや実行委員を子どもの中から募集するなど、積極的に運営に関わるような「しかけ」をつくっていくことが大事である。

(2) 現在行われている事業や講座の活用

- 現在行われている事業や講座を子どもの目線で見直し、子どもが地域づくりに参画できるようにしていく必要がある。
- 子どもを市民センターや公民館の運営ボランティアとして登録し、大人と一緒に事業を企画・運営できる仕組みをつくる必要がある。

(3) ジュニア・リーダーの活動内容の拡大

- ジュニア・リーダーは大人と一緒に話し合い、企画を練り上げていく力を持っていることから、それを生かす機会を増やしていく必要がある。
- 研修にファシリテーターとしての資質を高めるようなプログラムを組み入れていく必要がある。

(4) 活動拠点の設置

- 活動拠点が決まっていると活動に継続性が生まれ、地域の人からも活動が認知されやすい。
- 活動拠点として社会教育施設や児童館、学校の余裕教室、空き施設等が考えられる。これらの施設が有効に活用されることが期待される。

3 地域コミュニティの再構築

(1) ファシリテーターやコーディネーターの必要性

- ファシリテーターやコーディネーターは、子どもと学校や地域、大人をつなぎ地域課題の発見や解決に子どもの意見を反映させる役割を担っている。
- ファシリテーターやコーディネーターは、子どもの目線にたち意見を聞くことが必要である。(年齢が近い大学生や社会教育主事が適任)
- ファシリテーターやコーディネーターの育成・研修に関する情報の共有を図るために、団体間のネットワークづくりが必要である。

(2) NPOをはじめとした各団体との連携

- 行政と社会教育関係団体、NPO、企業等が対等な立場で協働・連携していくことは地域の課題解決に有効である。
- 各団体の持つノウハウを十分生かせるような連携が必要である。

(3) 関係行政部局との連携・協力の推進

- 子どもを核とし、関係行政部局がそれぞれの課題に応じて連携・協力を推進していく必要がある。

授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和５１年宮城県教育委員会規則第１３号）、県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則（平成２２年宮城県教育委員会規則第８号）及び宮城県立高等学校学則（昭和２５年宮城県教育委員会規則第３３号）を一部改正することとし、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和３１年宮城県教育委員会規則第１２号）第３条第１項の規定により平成２６年３月２８日専決処分した。よって同条第２項の規定により報告する。

平成２６年４月１６日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について

1 改正の趣旨

今般、国において授業料制度の改正が行われ、平成26年度より現行の不徴収とする制度から高等学校等就学支援金制度に移行することになった。

これに伴い、平成26年2月議会において不徴収を定めた部分を削除するなど県立学校条例の所要の改正を行ったことと併せて、関連する県立高等学校の授業料の減免等に関する規則、県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則及び宮城県立高等学校学則について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正

授業料及び受講料の徴収期限の変更及び減免について、所要の改正を行うもの。

① 第二条

授業料債権の弁済に充てるために支給される就学支援金の申請等を行った生徒に係る授業料及び受講料の徴収期限を変更することができることとしたもの。

② 第三条

就学支援金が「月」を単位として支給されることに伴い、減免期間及び減免額の単位を「期」から「月」としたもの。

(2) 県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の一部改正

高等学校等就学支援金の支給に関する法律及び県立学校条例の一部を改正する条例の施行に伴う整理を行うもの。

① 第一条

高等学校等就学支援金制度は、平成26年度入学生から学年進行で適用されることになることから、引き続き不徴収制度が適用される在學生(平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学している生徒)については、引き続き当該規則を適用させるための条文の整理を行うもの。

(3) 宮城県立高等学校学則の一部改正

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴う入学の許可に係る所要の改正を行うもの。

① 第五条第2項

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条において、就学支援金の支給は、認定の申請をした日の属する月から支給(その月の初日に在学していない場合にはその翌月)と規定されていることから、入学月において、就学支援金の認定申請をしたときは、就学支援金の支給に関する限りにおいて、申請のあった月の初日に在学していたものとみなす規定を設けるもの。

3 教育長専決の理由

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律及び県立学校条例の施行と同日とすることが必要であるため。

(2) 規則等改正は、県立学校条例の一部を改正する条例の可決後でなければならないが、教育委員会が開催された平成26年3月17日に付議することができなかったため。

4 施行年月日

平成26年4月1日

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十三号）の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	現行	備考									
<p>第一条（略）</p> <p>（徴収期限の変更及び分割徴収）</p> <p>第二条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の上欄に掲げる</p> <p>は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の下欄に掲げる 日までに納付し、又は三回を限度として分割して納付することができる。</p> <table border="1" data-bbox="193 152 866 931"> <tr> <td data-bbox="746 152 866 353">対象者</td> <td data-bbox="746 353 866 584">授業料及び受講料の区分</td> <td data-bbox="746 584 866 931">変更後の徴収期限</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 152 746 353">一 経済的理由により徴収期限までに授業料を納付することが困難である者</td> <td data-bbox="424 353 746 584">各期分の授業料</td> <td data-bbox="424 584 746 931">その期の徴収期限から二月（第一期分にあつては、三月）を経過した日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 152 424 353">二 四月一日から同月十五日（通信制の課程における就学</td> <td data-bbox="193 353 424 584">その年度の第一期分の授業料又は当該年度の受講料</td> <td data-bbox="193 584 424 931">徴収期限から三月を経過した日</td> </tr> </table>	対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限	一 経済的理由により徴収期限までに授業料を納付することが困難である者	各期分の授業料	その期の徴収期限から二月（第一期分にあつては、三月）を経過した日	二 四月一日から同月十五日（通信制の課程における就学	その年度の第一期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から三月を経過した日	<p>第一条（略）</p> <p>（徴収期限の変更及び分割徴収）</p> <p>第二条 授業料の 徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、経済的理由により徴収期限までに授業料を納付することが困難である者とし、その者は、各期分の授業料をその期の徴収期限から二月（第一期分にあつては三月）を経過した日までに納付し、又は三回を限度として分割して納付することができる。</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に対し、徴収期限の変更することができることとするもの。</p> <p>第一号、第七号の追加。</p>
対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限									
一 経済的理由により徴収期限までに授業料を納付することが困難である者	各期分の授業料	その期の徴収期限から二月（第一期分にあつては、三月）を経過した日									
二 四月一日から同月十五日（通信制の課程における就学	その年度の第一期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から三月を経過した日									

に係るこの号に規定する申請にあつては、同月末日)までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。)第四条の認定の申請(以下この項及び第四項において「申請」という。)をした者(転入学、編入学、復校又は転籍(以下「転入学等」という。))をした者で

<p>三 七月一日 から同月十 五日までの 間に申請を した者（転 入学等申請 者を除く。 ）又は当該</p>	<p>あつて、当 該転入学等 をした日の 属する月（ 当該転入学 等をした日 が月の初日 以外である 場合にあつ ては、当該 転入学等を した日の属 する月又は その翌月） 中に申請を したものを 以下「転入 学等申請者 」という。 ）を除く。</p>
<p>二期分の授業料</p>	<p>その年度の第</p>
<p>した日 徴収期限から三月を経過</p>	

<p>五 から 十月 末</p>	<p>四 は 第二 号又 は第 六号 の規 定に 該当 する こと に より 受講 料の 徴収 期限 の変 更が 認め られ た者 であ って、 その 年度 の七 月一 日か ら同 月十 五日 まで の間 に届 出を した もの</p>	<p>期 間中 に就 学支 援金 支給 法第 十七 条の 規定 によ る届 出（ 以下 この 項及 び第 四項 にお いて「 届出 」とい う。） をし た者</p>
<p>講 料</p>	<p>その 年度 の受</p>	<p>講 料</p>
<p>徴 収期 限か ら三 月を 経過 した 日</p>	<p>第二 号又 は第 六号 の下 欄に 掲げ る日 から 三月 を経 過し た日</p>	

七 転入学等	<p>六 その年度の の前年度の 申請又は届 出によりそ の年度の四 月から六月 までの各月 分の高等学 校等就学支 援金の支給 が予定され ている者</p>	<p>日までの間 に申請（通 信制の課程 における就 学に係るも のに限る。 ）をした者 （同月一日 前から引き 続き当該課 程に在学し ている者及 び転入学等 申請者を除 く。）</p>
転入学等をし	<p>その年度の第 一期分の授業料 又は当該年度の 受講料</p>	
徴収期限から三月を経過	<p>徴収期限から三月を経過 した日</p>	

申請者	た日の属する期 分の授業料又は 転入学等をした 日の属する年度 の受講料	した日
-----	--	-----

事由	減免期間	減免額
一 学年の中 途において 卒業した場	卒業を認定された日の属する 月の翌月からその年度の三月	年額の十 二分の一に 相当する額

2 前項の表の第一号の上欄に掲げる者は、同項に規定する納付方法により授業料を納付しようとするときは、授業料徴収期限変更申請書（様式第一号）又は授業料分割納付申請書（様式第二号）により、その旨を校長に申請しなければならない。

3 校長は、前項の申請を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 校長は、第一項の表の第二号から第七号までの上欄に掲げる者に対し、その者から申請又は届出があつた後速やかに徴収期限の変更が認められる授業料又は受講料及びその変更後の徴収期限を通知しなければならない。

（減免対象者及び減免の額）

第三条 生徒が次の表の上欄に掲げる事由に該当した場合は、中欄の期間に応じ、各年度ごとに下欄の額の授業料を減免する。この場合において、当該事由の発生日が前年度以前の場合及び当該事由が次年度以降に引き続き続く場合は、授業料を減免する年度の四月一日及び三月三十一日を、それぞれ事由の発生日及び事由の消滅日とみなす。

事由	減免期間	減免額
一 学年の中 途において 卒業した場	卒業を認定された日の属する 期（認定日が、その属する期の 徴収期限後である場合は次の期	年額の四 分の一に 相当する額

2 前項に規定する納付方法により授業料を納付しようとする生徒は、授業料徴収期限変更申請書（様式第一号）又は授業料分割納付申請書（様式第二号）により、その旨を校長に申請しなければならない。

3 校長は、前項の申請を受理したときは、速やかに、その内容を審査しその承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（減免対象者及び減免の額）

第三条 生徒が次の表の上欄に掲げる事由に該当した場合は、中欄の期間に応じ、各年度ごとに下欄の額の授業料を減免する。この場合において、当該事由の発生日が前年度以前の場合及び当該事由が次年度以降に引き続き続く場合は、授業料を減免する年度の四月一日及び三月三十一日を、それぞれ事由の発生日及び事由の消滅日とみなす。

事由	減免期間	減免額
一 学年の中 途において 卒業した場	卒業を認定された日の属する 期（認定日が、その属する期の 徴収期限後である場合は次の期	年額の四 分の一に 相当する額

就学支援金の申請等を行った者に対して、通知することを追加するもの。

減免の期間を期から月に改めるもの。

合	二 休学及び留学（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十三条第一項に規定する留学をいう。以下同じ。）の場合	三 学年の中途において退学又は県立高等学校以外の高等学校に転学した場合
まで	休学及び留学の始期の属する月の翌月（休学及び留学の始期が、その属する月の初日である場合はその月）から休学及び留学の終期の属する月 まで	退学又は転学を許可された日の属する月の翌月からその年度の三月まで。ただし、 一、宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）第十八条の規定による退学の場合は、未納となつている期の最初の月からその年度の三月まで
に減免期間の月数を乗じて得た額の全額	同	同

合	二 休学及び留学（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十三条第一項に規定する留学をいう。以下同じ。）の場合	三 学年の中途において退学又は県立高等学校以外の高等学校に転学した場合
）から第四期まで	休学及び留学の始期の属する期（休学及び留学の始期が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から休学及び留学の終期の属する期の直前の期（休学及び留学の終期がある場合はその属する期）まで	退学又は転学を許可された日の属する期（許可日が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から第四期まで。ただし、 一、宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）第十八条の規定による退学の場合は、未納となつている期から第四期まで
に減免期間の期数を乗じて得た額の全額	同	同

事由	減免期間	減免額	五 転籍又は 県立高等学 校間の転学 の場合	四 学年の中 途において 編入学又は 県立高等学 校以外の高 等学校から 転学してき た場合	1 在籍しないこととなる課程 又は 在籍しないこととなる高 等学校に係る授業料について は転籍又は転学を許可された 日の属する月の翌月からその 年度の三月まで 2 新たに在籍することとなる 課程又は新たに在学すること となる高等学校に係る授業料 については1以外の期間	四月 から編入学又は転学を許 可された日の属する月の前月 まで	同	同
一 生徒及び 生徒と生計 を一にする 者全員が地	次条第一項の規定による申請 (以下この表中「申請」という 。)の日の属する月からその年 度の三月まで。ただし、就学支	年額の十 二分の一に 相当する額 に減免期間	2 生徒が次の表の上欄に掲げる事由に該当した場合は、中欄の期 間に応じ、各年度ごとに下欄の額の授業料を減免することができ る。この場合においては、前項後段の規定を準用する。					

事由	減免期間	減免額	五 転籍又は 県立高等学 校間の転学 の場合	四 学年の中 途において 編入学又は 県立高等学 校以外の高 等学校から 転学してき た場合	1 在籍しないこととなる課程 又は 在籍しないこととなる高 等学校に係る授業料について は転籍又は転学を許可された 日の属する期の次の期から第 四期 まで 2 新たに在籍することとなる 課程又は新たに在学すること となる高等学校に係る授業料 については1以外の期間	第一期から編入学又は転学を許 可された日の属する期の直前の 期まで	同	同
一 生徒及び 生徒と生計 を一にする 者全員が地	次条第一項の規定による申請 (以下この表中「申請」という 。)の日の属する期(申請の日 が、その属する期の徴収期限後	年額の四 分の一に 相当する額 に減免期間	2 生徒が次の表の上欄に掲げる事由に該当した場合は、中欄の期 間に応じ、各年度ごとに下欄の額の授業料を減免することができ る。この場合においては、前項後段の規定を準用する。					

減免の期間を期から月に
改めるもの。また、就学
支援金が支給されない月
について、授業料を減免

<p>方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額の納付を要しない場合</p>	<p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定による保護を受けている世帯の生徒である場合</p>	<p>三 生徒及び生徒と生計を一にする者が、天災その他特別の事由による</p>
<p>援金支給法第三条第一項に規定する就学支援金その他の授業料に充てるための給付金（以下「就学支援金等」という。）の支給を受けている月を除く。</p>	<p>申請の日の属する月 から事由の消滅日の属する月の前月（事由の消滅日が、その属する月の末日である場合はその月）まで。ただし、就学支援金等の支給を受けている月を除く。</p>	<p>申請の日の属する月からその年度の三月まで。ただし、就学支援金等の支給を受けている月を除く。</p>
<p>の月数を乗じて得た額の全額</p>	<p>同</p>	<p>年額の十分の一に相当する額に減免期間の月数を乗じて得た額</p>

<p>方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額の納付を要しない場合</p>	<p>二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定による保護を受けている世帯の生徒である場合</p>	<p>三 生徒及び生徒と生計を一にする者が、天災その他特別の事由による</p>
<p>である場合は次の期）から第四期まで</p>	<p>申請の日の属する期（申請の日がその属する期の徴収期限後である場合は次の期）から事由の消滅日の属する期の直前の期（事由の消滅日が、その属する期の徴収期限後である場合はその属する期）まで</p>	<p>申請の日の属する期（申請の日が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から第四期まで</p>
<p>の期数を乗じて得た額の全額</p>	<p>同</p>	<p>年額の四分の一に相当する額に減免期間の期数を乗じて得た額</p>

できるだけように整理するもの。

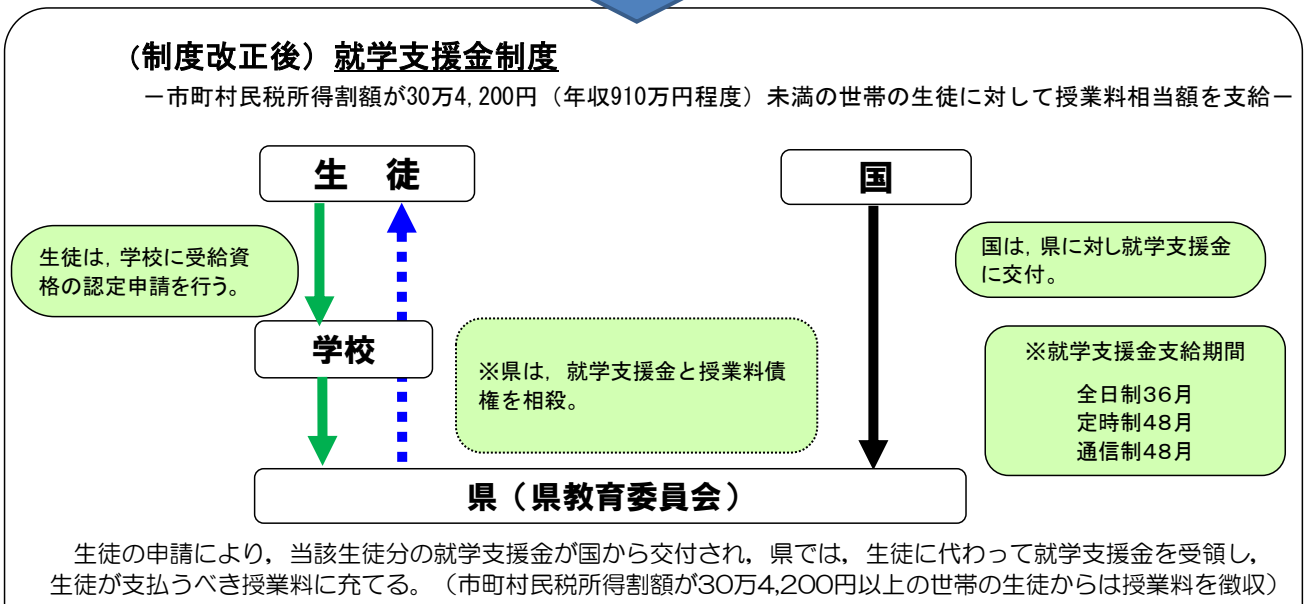
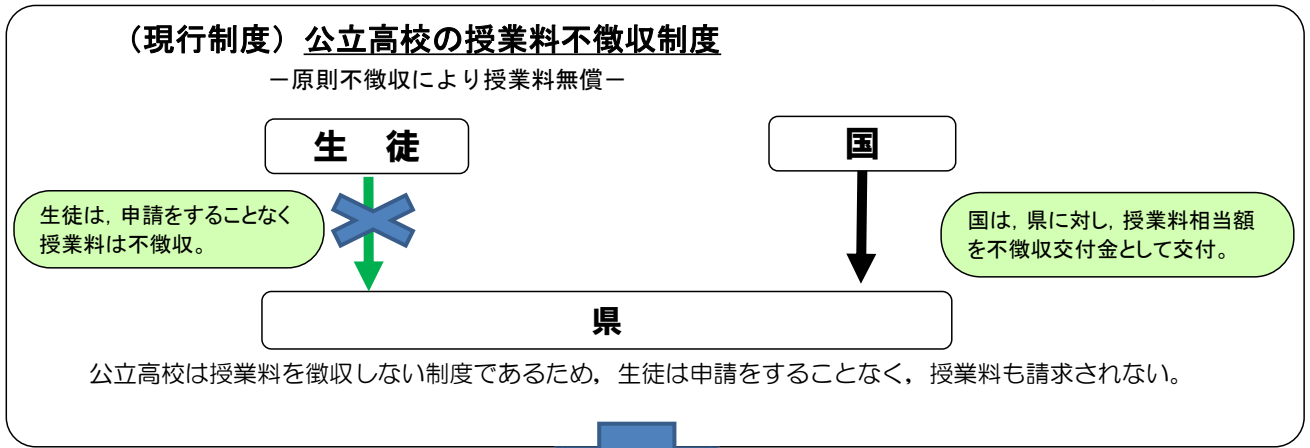
<p>り生活に困窮をきたし、授業料の納付が困難となつた場合</p> <p>の全額又は半額</p>	<p>3 受講料の減免を受けることができる生徒は、前項に規定する事由により受講料の納付が困難である者とし、各年度ごとにその者が減免を受けることができる額は、年額の全額（当該年度中に、受講料の十二分の一に相当する額の就学支援金等の支給を受けている月があるときはその額にその月数を乗じて得た額を除き、受講料の十二分の一に相当する額に満たない就学支援金等の支給を受けている月があるときは当該就学支援金等の月額にその月数を乗じて得た額を除く。）とする。</p> <p>第四条く第九条（略）</p>
<p>り生活に困窮をきたし、授業料の納付が困難となつた場合</p> <p>の全額又は半額</p>	<p>3 受講料の減免を受けることができる生徒は、前項に規定する事由により受講料の納付が困難である者とし、各年度ごとにその者が減免を受けることができる額は、年額の全額</p> <p>とする。</p> <p>第四条く第九条（略）</p>
<p>受講料の減免額については、就学支援金の支給額を除くこととしたもの。</p>	

県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則（平成二十二年宮城県教育委員会規則第八号）の一部を改正する規則 新旧対照表

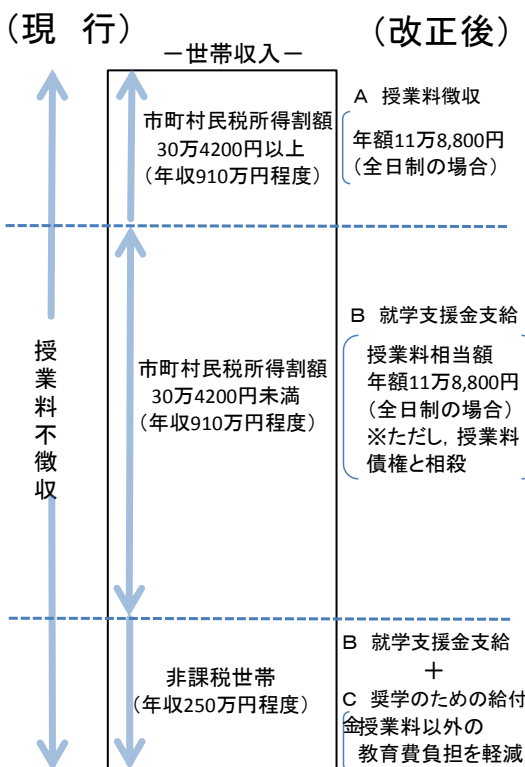
改正後	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、県立学校条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第十五号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の県立学校条例（昭和三十三年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。）第六条第二項に規定する授業料及び受講料の徴収の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第五条（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、</p> <p>県立学校条例（昭和三十三年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。）第六条第二項に規定する授業料及び受講料の徴収の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第五条（略）</p>	<p>県立学校条例の一部改正による整理</p>

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>第四章 入学、退学、転学、留学、休学、復校及び卒業等</p> <p>第五条 高等学校の入学は、校長が許可する。</p> <p>2 前項の規定による許可が月の初日以外の日である場合において、当該入学を許可された者がその月中に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定の申請をしたときは、その者は同法第三条に規定する就学支援金の支給に関する限り、その月の初日において当該高等学校に在学していたものとみなす。</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>第四章 入学、退学、転学、留学、休学、復校及び卒業等</p> <p>第五条 高等学校の入学は、校長が許可する。</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴うもの。</p>



<世帯収入ごとの授業料等負担イメージ>



<<低所得世帯に対する教育費負担軽減施策(国庫補助事業)>>

奨学のための給付金

—保護者等が県内に在住し、高等学校等に在学する生徒がいる非課税世帯に対して、教科書費や教材費等相当額を支給する(国庫負担1/3, 平成26年度から学年進行で実施)—

対象者	国公立 (年額)	私立 (年額)	支給額の考え方
生活保護受給世帯の高校生等	32,300円	52,600円	修学旅行費
第1子の高校生等	37,400円	38,000円	教科書費, 教材費, 学用品費, 通学用品費
	通信	27,800円	28,900円
第2子以降の高校生等 (被扶養の23歳未満の兄弟がいる世帯)	129,700円	138,000円	教科書費, 教材費, 学用品費, 通学用品費, 校外活動費, 生徒会費, PTA会費, 入学学用品費
	通信	36,500円	38,100円

平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

(H26.4.1現在)

《 高等部 》														
障害種別	学校名	学科	修業年限	募集定員	①第一次			②第二次			合計			備考 (二次募集実施状況)
					受検者数	合格者数	不合格者数	受検者数	合格者数	不合格者数	受検者数	合格者数	入学者数	
視覚	視覚支援学校	普通科	3	11	5	5	0	0			5	5	5	○
		保健医療科	3	8	0	0	0	0			0	0	0	○
		小計	—	19	5	5	0	0			5	5	5	
聴覚	聴覚支援学校	産業工芸科	3	8	3	3	0	0			3	3	3	○
		機械システム科	3	8	2	2	0	0			2	2	2	○
		被服科	3	8	1	1	0	0			1	1	1	○
		理容科	3	8	0	0	0	0			0	0	0	○
		小計	—	32	6	6	0	0			6	6	6	
肢体	船岡支援学校	普通科	3	20	16	16	0	0			16	16	16	○
病弱	西多賀支援学校	普通科	3	14	4	4	0	0			4	4	4	○
	山元支援学校	普通科	3	3	2	2	0	0			2	2	2	○
特別支援学校(視・聴・肢・病)小計			—	88	33	33	0	0	0	0	33	33	33	
知的障害	光明支援学校	普通科	3	56	43	43	0	2	2	0	45	45	45	○
	石巻支援学校	普通科	3	44	23	23	0	7	7	0	30	30	30	○
	気仙沼支援学校	普通科	3	19	10	10	0	1	1	0	11	11	11	○
	名取支援学校	普通科	3	41	34	34	0	5	5	0	39	39	39	○
	角田支援学校	普通科	3	27	22	22	0	2	2	0	24	24	24	○
	迫支援学校	普通科	3	22	14	14	0	1	1	0	15	15	15	○
	金成支援学校	普通科	3	22	11	11	0	4	4	0	15	15	15	○
	古川支援学校	普通科	3	27	28	28	0				28	28	28	
	山元支援学校	普通科	3	11	3	3	0	1	1	0	4	4	4	○
	利府支援学校	普通科	3	38	40	40	0				40	40	40	
	小松島支援学校	普通科	3	35	33	33	0	10	10	0	43	43	43	○
	岩沼高等学園	産業技術科	3	48	74	48	26				74	48	48	
小牛田高等学園	普通科	3	16	38	20	18				38	20	20		
特別支援学校(知的障害)小計			—	406	373	329	※44	33	33	0	406	362	362	
合計			—	494	406	362	44	33	33	0	439	395	395	

＜付記＞ ※の不合格者44人については、1人が家業に従事したほか、県立特別支援学校、仙台市立特別支援学校、私立の支援学校、宮城県障害者職業能力開発校等へ進学し、全員の進路が決定している。

《 専攻科 》														
障害種別	学校名	学科	修業年限	募集定員	①第一次			②第二次			合計			備考 (二次募集実施状況)
					受検者数	合格者数	不合格者数	受検者数	合格者数	不合格者数	受検者数	合格者数	入学者数	
視覚	視覚支援学校	理療科	3	8	5	4	※1	0			5	4	4	○
		保健医療科	3	8	3	※4	0	0			3	4	4	○
		小計	—	16	8	8	0	0			8	8	8	
聴覚	聴覚支援学校	産業工芸科	2	8	1	1	0	0			1	1	1	○
		機械システム科	2	8	0	0	0	0			0	0	0	○
		被服科	2	8	0	0	0	0			0	0	0	○
		理容科	2	8	0	0	0	0			0	0	0	○
		小計	—	32	1	1	0	0			1	1	1	
合計			—	48	9	9	0	0	0	0	9	9	9	

＜付記＞ 視覚支援学校(※不合格者1人)については、第二希望の保健医療科に合格している。

県立特別支援学校高等学園の新設について

県では軽度知的障害生徒の後期中等教育の場として、小牛田高等学園及び岩沼高等学園の２校を設置し、卒業後の職業的自立により重点を置いた指導を行っている。

近年、就労を目指す軽度知的障害生徒が増加している中で、高等学園卒業生の就労率の高さから、入学希望者が定員を上回る状況が続いているため、新たに高等学園を整備し、就学先の拡大を図るもの。

1 整備概要

- (1) 事業名 東部地区支援学校高等学園
- (2) 設置場所 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 60-3（宮城県女川高等学校跡地）
- (3) 施設概要
 - ① 敷地面積 44,236㎡（有効面積：約30,200㎡）
うち、敷地上段グラウンド（約14,000㎡）を女川町へ貸与（「仮設商店街」として使用）
 - ② 建物等 約7,500㎡

校舎	RC造3階建	約2,700㎡	実習棟	RC造2階建	約1,300㎡
寄宿舍	RC造3階建	約2,000㎡	生活訓練棟	W造1階建	約100㎡
屋内運動場（改修）		約1,400㎡			
- (4) 供用開始 平成28年4月予定（予定）
- (5) 対象等
 - ① 対象：軽度知的障害生徒
 - ② 収容定員：1学年24人（1クラス8人×3クラス） 全体で72人程度
 - ③ 学科：卒業後の就労に重点を置いた職業系の学科を想定
 - ④ 通学区域：全県
 - ⑤ その他：寄宿舍設置

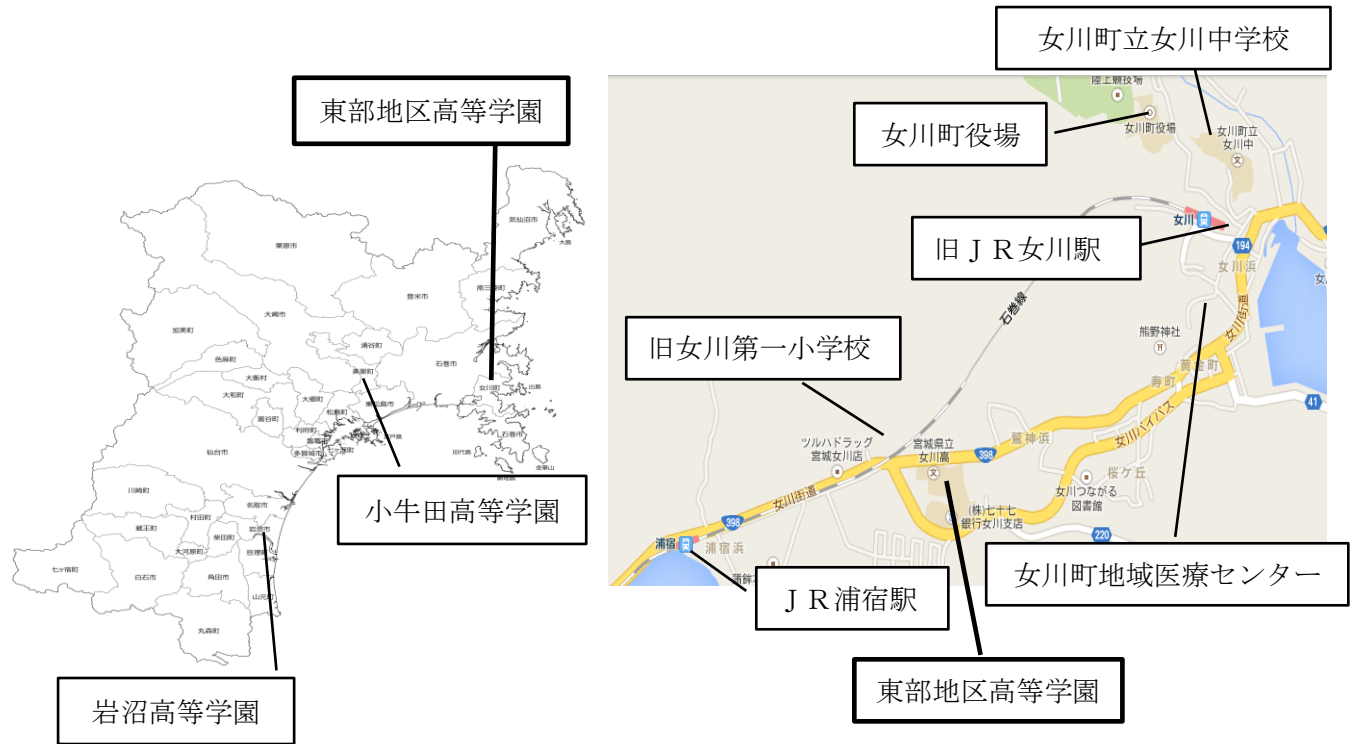
2 事業スケジュール

- ・平成23～24年度 基本設計・実施設計
- ・平成25年度 地元調整等
- ・平成26～27年度 解体工事・新築工事・改修工事
校名及び設置学科，教育課程等の検討

3 災害等に対する配慮

- ・敷地内に防災倉庫，耐震性貯水槽，災害用トイレを設置
- ・消防設備（屋内消火栓）用自家用発電機の災害時の転用
※通電想定箇所：体育館照明（一部），寄宿舍食堂照明（一部），管理諸室等

< 東部地区支援学校高等学園 位置図 >



< 東部地区支援学校高等学園 外観イメージ図 >



平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について

1 総括

			全 日 制 課 程		定 時 制 課 程	
			平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度
中学校卒業予定者数（平成25年5月1日現在）			22,011	21,782	—	—
募 集 定 員 (a)			15,080	15,160	1,000	1,040
併設型中学校から併設型高等学校への入学 (b)			153	158		
前期選抜	出願当日切	募集人数	3,598	3,606	222	230
		出願者数	7,571	8,484	126	187
		出願倍率	2.10	2.35	0.57	0.81
	学力検査当日	欠席者数	26	29	1	1
		受験者数	7,542	8,455	125	186
		受験倍率	2.10	2.34	0.56	0.81
		合格者数 (c)	3,429	3,469	102 (2)	102 (1)
連携型選抜	募集人数		142	142	↑ (注) ()内数字は、社会人特別 選抜合格者数で内数	↑
	出願者数		86	101		
	合格者数 (d)		79	101		
後期選抜	出願当日切	募集人数	11,419	11,432	898	938
		出願者数	13,771	13,551	346	392
		出願倍率	1.21	1.19	0.39	0.42
	特例措置出願		0	1	0	0
	学力検査当日	欠席者数	159	190	11	15
		受験者数	13,612	13,362	335	377
		受験倍率	1.19	1.17	0.37	0.40
合格者数 (e)		10,602	10,639	296	316	
第二次募集	募集人数		823	806	602	622
	出願者数		206	174	124	133
	受験者数		202	171	121	130
	合格者数 (f)		164	149	99	98
全 合 格 者 数 (b+c+d+e+f)			14,427	14,516	497	516
充 足 率 (%) ((b+c+d+e+f)/a *100)			95.7	95.8	49.7	49.6

2 学科別出願者数・合格者数等

(1) 全日制課程

	学 科	募集定員	前期選抜			後期選抜			中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数	合格率	出願者数	合格者数	合格率			
1	普通	9,640	4,739	1,898	40.1	9,527	7,159	75.1	214	73	9,344
2	農業	760	435	191	43.9	611	464	75.9	—	16	671
3	工業	1,600	814	447	54.9	1,237	1,033	83.5	—	12	1,492
4	商業	1,280	723	363	50.2	1,014	776	76.5	18	31	1,188
5	水産	240	105	72	68.6	175	154	88.0	—	4	230
6	体育	120	154	60	39.0	71	60	84.5	—	0	120
7	英語	80	80	24	30.0	96	56	58.3	—	0	80
8	家庭	120	74	36	48.6	106	78	73.6	—	0	114
9	看護	40	15	12	80.0	47	28	59.6	—	0	40
10	理数	200	94	60	63.8	153	129	84.3	—	9	198
11	美術	40	57	20	35.1	30	20	66.7	—	0	40
12	総合	960	281	246	87.5	704	645	91.6	—	19	910
	計	15,080	7,571	3,429	45.3	13,771	10,602	77.0	232	164	14,427

※ 中高一貫教育進学者数は、連携型選抜合格者数と併設型中学校から併設型高校への進学者数を合わせたもの

(2) 定時制課程

	学 科	募集定員	前期選抜			後期選抜			中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数	合格率	出願者数	合格者数	合格率			
1	普通	760	116	92	54.8	312	275	85.4	—	80	447
2	工業	240	10	10	52.4	34	21	41.9	—	19	50
	計	1,000	126	102	54.5	346	296	80.6	—	99	497

3 地区別出願者数・合格者数等(全日制課程)

	地 区	募集定員	前期選抜			後期選抜			中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数	合格率	出願者数	合格者数	合格率			
1	刈田・柴田	1,320	551	325	59.0	1,007	899	89.3	—	30	1,254
2	伊 具	320	90	68	75.6	202	198	98.0	—	21	287
	南部地区	1,640	641	393	61.3	1,209	1,097	90.7	—	51	1,541
3	亶理・名取	1,000	484	218	45.0	1,107	771	69.6	—	5	994
4	仙台南	2,400	1,495	524	35.1	2,605	1,797	69.0	80	0	2,401
	中部南地区	3,400	1,979	742	37.5	3,712	2,568	69.2	80	5	3,395
5	仙台北	2,920	1,757	655	37.3	3,447	2,254	65.4	—	9	2,918
6	塩 釜	1,160	709	273	38.5	1,203	888	73.8	—	0	1,161
7	黒 川	520	333	148	44.4	470	363	77.2	—	0	511
	中部北地区	4,600	2,799	1,076	38.4	5,120	3,505	68.5	—	9	4,590
8	大 崎	1,280	556	290	52.2	922	794	86.1	73	31	1,188
9	遠 田	440	173	104	60.1	300	272	90.7	—	10	386
10	登 米	680	248	124	50.0	455	417	91.6	—	20	561
11	栗 原	600	164	144	87.8	378	367	97.1	—	9	520
	北部地区	3,000	1,141	662	58.0	2,055	1,850	90.0	73	70	2,655
12	石 巻	1,680	827	440	53.2	1,176	1,116	94.9	—	19	1,575
13	本 吉	760	184	116	63.0	499	466	93.4	79	10	671
	東部地区	2,440	1,011	556	55.0	1,675	1,582	94.4	79	29	2,246
	総 計	15,080	7,571	3,429	45.3	13,771	10,602	77.0	232	164	14,427

4 学力検査の結果

(1) 前期選抜

教科別得点・総点の平均及び最高等

(満点は各教科とも100点)

	項目/教科等	国 語	数 学	英 語	総 点
全 日 制	平 均	69.9	56.3	62.5	188.7
	最 高	100	100	100	294
	最 低	18	0	4	28
	前年度平均	63.0	48.0	56.2	167.3
定 時 制	平 均	48.6	16.8	26.6	91.9
	最 高	86	58	78	221
	最 低	13	0	8	31
	前年度平均	42.5	14.6	21.9	79.0

(2) 後期選抜

教科別得点・総点の平均及び最高等

(満点は各教科とも100点)

	項目/教科等	国 語	数 学	社 会	英 語	理 科	総 点
全 日 制	平 均	63.2	53.3	55.5	52.6	57.2	281.9
	最 高	94	100	100	100	100	483
	最 低	9	0	0	0	3	40
	前年度平均	50.4	45.2	54.2	53.4	44.1	247.4
定 時 制	平 均	37.2	14.1	23.4	22.1	24.2	121.3
	最 高	91	51	72	56	65	266
	最 低	0	0	0	0	0	7
	前年度平均	25.2	13.2	21.4	19.4	20.4	99.6

5 東日本大震災に係る対応

	前期選抜・ 連携型選抜	後期選抜	第二次募集	合計
入学者選抜手数料の 免除申請者数 (下段は割合)	1,376 (17.9 %)	2,305 (16.3 %)	16 (4.8 %)	3,697 (16.7 %)
区域外就学者の受験に 係る措置による 出願者数	6	26	0	32

6 出願状況からみた全県一学区化に伴う地区外出願状況について

(H21～H24の推薦入試＋一般入試及びH25～H26の前期選抜＋後期選抜)

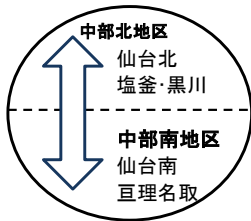
※数値は総出願者数に対する各地区外への出願者数の割合(%)

全体推移

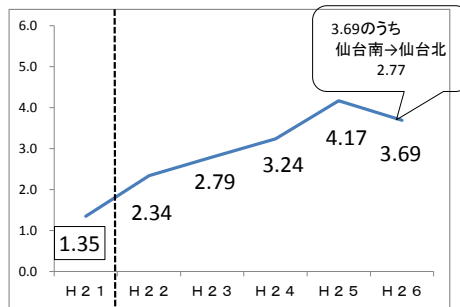
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
地区外出願者の割合		8.5%	13.6%	14.2%	14.5%	15.7%	15.3%
内訳	1 中部南北地区間	4.4%	7.7%	8.2%	8.7%	9.7%	9.0%
	2 中部地区と他地区間	3.4%	5.0%	5.1%	5.0%	5.2%	5.5%
	3 中部地区以外の地区間	0.7%	0.9%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%

1

中部南北地区間

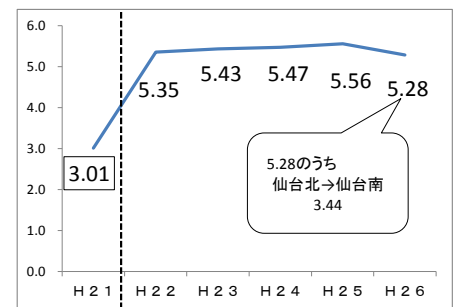


中部南地区 → 中部北地区



学区制 → 全県一学区化

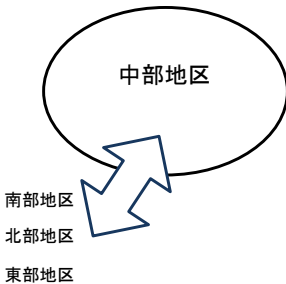
中部北地区 → 中部南地区



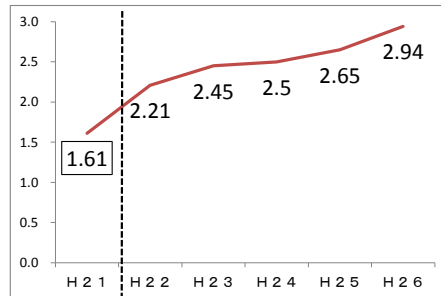
学区制 → 全県一学区化

2

中部地区と他地区間

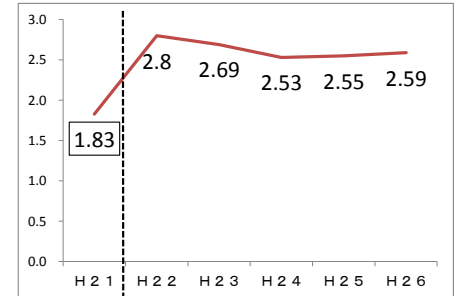


(南部・北部・東部)地区 → 中部地区



学区制 → 全県一学区化

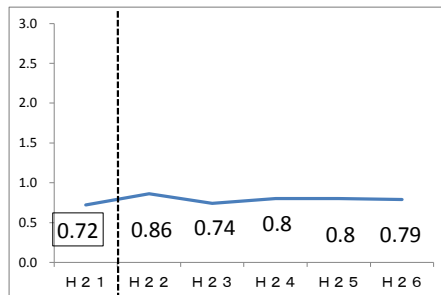
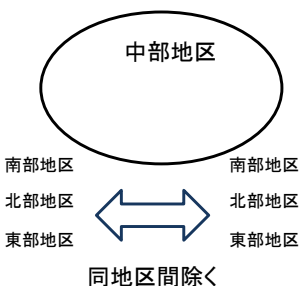
中部地区 → (南部・北部・東部)地区



学区制 → 全県一学区化

3

中部地区以外の地区間



学区制 → 全県一学区化

平成27年度公立高等学校入学者選抜日程

(1) 平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜一覧【予定版】

平成26年2月1日公表

(2) 募集定員

平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜一覧【決定版】

平成26年7月上旬公表

(3) 前期選抜及び社会人特別選抜並びに連携型選抜

実施日 平成27年 2月 3日 (火)

合格発表日 平成27年 2月10日 (火)

(4) 後期選抜

実施日 平成27年 3月 5日 (木)

合格発表日 平成27年 3月12日 (木)

平成２５年度 宮城県小・中・高等学校 体力・運動能力調査結果について（概要）

- I 調査対象 宮城県内公立小・中・高等学校（全日制課程のみ）全学年男女児童生徒
 II 調査時期 平成２５年５月～１０月中旬
 III 調査方法 文部科学省「新体力テスト実施要項」に基づき９種目の測定データを収集

【測定種目】

握力（筋力） 上体起こし（筋力・筋持久力） 長座体前屈（柔軟性） 反復横とび（敏捷性）
 ２０ｍシャトルラン・持久走（全身持久力） ５０ｍ走（走能力/スピード）
 立ち幅とび（跳能力/瞬発力） ソフトボール・ハンドボール投げ（投能力/巧緻性，瞬発力）
 中高校生は２０ｍシャトルラン，持久走のどちらかを選択して実施する。
 ソフトボール投げは小学生，ハンドボール投げは中高校生で実施する。

IV 調査結果の概要 【別冊「平成２５年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書」参照】

1 震災前後の比較

(1) 校種別の平成２５年度と平成２２年度（震災前）の結果比較 【報告書 P1】

	低下種目の割合	向上種目の割合	低下が見られる種目	向上が見られる種目
小学校	37.5%	30.2%	握力、立ち幅とび ボール投げ	上体起こし、長座体前屈 20m シャトルラン 反復横とび
中学校	40.7%	29.6%	握力、立ち幅とび ボール投げ	上体起こし、長座体前屈 50m 走
高等学校	29.6%	31.5%	握力、立ち幅とび ボール投げ	上体起こし、反復横とび 50m 走

(2) 校種別の平成２５年度と平成２４年度（前年）の結果比較 【報告書 P2】

	低下種目の割合	向上種目の割合	低下が見られる種目	向上が見られる種目
小学校	27.1%	33.3%	握力、上体起こし ボール投げ	20m シャトルラン 反復横とび
中学校	40.7%	16.7%	握力 ボール投げ	上体起こし
高等学校	53.7%	9.3%	握力、立ち幅とび 20m シャトルラン ボール投げ	上体起こし

2 今後の体力・運動能力の向上に向けて

(1) 震災前後の比較等からみえてきた課題 【報告書P45】

① 全体的な傾向について

- ・小学校においては、向上した種目も見られるようになったが、依然として低下傾向は心配される。
- ・中・高校においては、全体としては横ばいもしくは若干の低下傾向である。

② 震災の影響について

- ・地域・種目・男女・学年別にみても、低下傾向にあるものの、中期的な低下傾向が継続しているとも考えられ、震災が影響しているかどうかは不明確である。
- ・運動環境等に制限のある学校もあることから、今後も運動機会の創出の工夫等が必要である。

③ 課題種目について

- ・各校種共通に低下した種目は、「握力」「立ち幅とび」「ボール投げ」である。

(2) 課題解決に向けた平成26年度の県教育委員会の取組 【報告書P45】

① 「体力・運動能力向上に関する講習会」の開催

子どもの体力・運動能力を向上させるための県の施策や体力向上の意義を県内すべての小学校体育主任等に理解・周知させるため、年度当初に各小学校悉皆研修として実施する。

② 「宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書(県教委作成)」の内容の充実

県全体及び管内毎の経年変化グラフ等を掲載し、県内の児童生徒の震災の影響並びに経年変化及び地域別特色を把握するとともに、各市町村教育委員会及び各学校においても今後の体力・運動能力向上策の参考として活用する。

③ 「小・中・高等学校体力・運動能力調査報告(各学校作成)」様式の定着

各学校の体力・運動能力の調査結果の報告とともに、PDCAサイクルの活用を促進できるよう、各学校が現状を把握し、課題を見つけ、目標を設定するとともにその取組を記載し報告する流れの定着を図る。

④ 「体力・運動能力向上出前研修会」の実施

各教育事務所等が主体となり、当研修会を設定し、体力向上に係る指導教員を希望する学校に派遣し、運動に楽しく取り組むための手立てとして「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」等の指導を行う。

⑤ 「体力向上キャンペーン」の実施

県内全体での体力・運動能力向上のさらなる気運の醸成を図るため体力向上キャンペーンを実施する。

⑥ 「元気アップみやぎっ子！『web』長なわ八の字跳び大会」の実施

運動機会創出の一助とするため、広く県内で希望する小学校を対象に、長なわ跳び運動に楽しくチャレンジさせ、その結果をみやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業のホームページ上で取りまとめ、随時公表する。

自転車競技場の解体工事等について

1 工事の目的

平成25年度に策定された「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」を踏まえ、仙台医療センターが宮城野原公園総合運動場の宮城自転車競技場及び多目的広場に移転建設されることから、老朽化していた同競技場を解体する。

また、これに併せて大和町にある宮城県自転車競技場の改修工事に対する補助を行うもの。

2 工事概要

(1) 宮城自転車競技場解体等工事（宮城野原）

- ・施工概要 自転車競技場の解体・多目的広場の撤去（更地とする。）
- ・工事費 約7千8百万円
- ・工事期間 平成26年5月～平成26年10月（予定）

(2) 宮城野原公園屋外排水設備改修工事

- ・施工概要 排水管移設工事（仙台医療センター建設予定地内にある排水管の移設）
- ・工事費 約5千4百万円
- ・工事期間 平成26年6月～平成26年12月（予定）

3 宮城県自転車競技場改修工事（大和町）への補助

- ・施工概要 走路（5,400 m²）の改修，室内練習施設（建築床面積210 m²）の増設
- ・工事費 約2億7千5百万円のうち約1億2千5百万円を工事主体となる宮城県スポーツ振興財団へ補助（残りの1億5千万円はJKAからの補助（予定））
- ・工事期間 平成26年7月～平成26年12月（予定）

※JKAとは、2008年4月1日に日本自転車振興会が名称を変更したもの。

【参考資料】

宮城県広域防災拠点基本構想・計画の概要

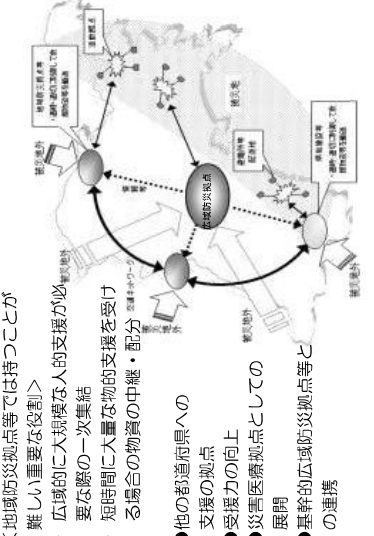
宮城県広域防災拠点基本構想・計画の概要

はじめに

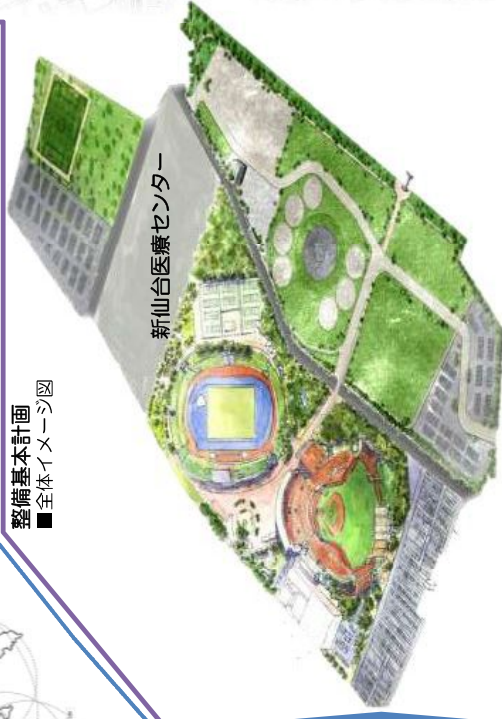
- 宮城県広域防災拠点整備の基本方針
- 災害発生時には、関係機関（市町村、自衛隊等）と連携し、迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点及び物資輸送中継拠点等として、県内被災地等の活動拠点における災害対応を広域的に支援する。
- 宮城県広域防災拠点を中心として、既存の県有施設や市町村が整備する地域防災拠点等との機能補完、相互連携によるネットワークのもと、全県的な防災体制を整備する。
- 平常時は、自然豊かな都市公園として県民の憩いの場となることにも、県民の防災知識等の普及啓発や防災訓練の場としても活用する。

宮城県広域防災拠点の基本的な考え方

- 宮城県広域防災拠点の位置付け
- ◇ 市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点
- ◇ 災害の規模、発生場所によっては「活動拠点」と「後方支援拠点」の機能を使い分け、または同時に発揮する拠点
- 今後、宮城県は市町村と効果的連携体制を構築する。
- 防災ネットワークの拠点となる施設等の案
- 基本的な役割
- 市町村の防災活動を的確に進め、るための支援の拠点
- 困難な役割を担う
- 広域的に大規模な人的支援が必要な際の一次集結
- 短時間に大量な物資の支援を受け、る場合の物資の中継・配分
- 他の都道府県への支援の拠点
- 受援力の向上
- 災害医療拠点としての展開
- 基幹的広域防災拠点等との連携



整備基本計画
■ 全体イメージ図



土地利用計画（イメージ）

パターンA：状況の外周道路を活かし、災害時に発生する大型車交通を円滑に処理していくための主要幹線ルートを設定する案

パターンB：環総合運動場と計画地を一体的な公園とするため、中央道路を計画地東側に置き換える案



パターンC：平常時の利用に重点をおき、計画地内は園路等による有機的なネットワークを構築する案

機能	災害初期期 （発生直後 ～3日後）	災害対応中期 （～10日後）	災害対応後期 （～救済後）	施設、設備等
救急 救傷 救急 救急 救急	進出拠点、消防・警察・自衛隊のベースキャンプ、救急者の収容等	同左 （被災者収容が中心となる場合）	同左 （被災者収容が中心となる場合）	広域 （福祉・野営所） 熊本庁高層階 高層生体設備
災害 医療	医師等の拠点、SCU、DMATベースキャンプ	同左 （被災者収容が中心となる場合）	同左 （被災者収容が中心となる場合）	病院 （山内医療センター） SCU用地
緊急 輸送	乗降者、乗客、支援物資の搬送	同左 （被災者収容が中心となる場合）	同左 （被災者収容が中心となる場合）	入リポート、駐車場、輸送スペース
物資 貯蔵 供給	政府調達物資の受入、民間事業者からの搬出	同左 （被災者収容が中心となる場合）	同左 （被災者収容が中心となる場合）	トラック ターミナル（駐車場）
備蓄	活動物資等の使用	同左 （被災者収容が中心となる場合）	同左 （被災者収容が中心となる場合）	入駐テナント （中野地区防災センター内）
現地 開設	前導基地としての利用、被災者の避難所開設、物資の搬送、後方支援機能の活用調整等	同左 （被災者収容が中心となる場合）	同左 （被災者収容が中心となる場合）	防災センター （オベーションソニー） ム・会議室、管理室、応接室、ミーティング室、図書室、発着室等
ポラン ティア	-	-	自立的ポランティアのベースキャンプ	広域（野営所）

導入機能と具体的な活動

平常時の活用方法

- 基本的な考え方
- 周辺環境や景観に配慮することにも安心・安全なまちづくりを貢献する。
- 発災時には広域防災拠点として速やかに機能することができる土地利用とする。
- 平常時利用における基本的な機能
- 県民がリフレッシュできる場
- 次世代への防災教育の場
- 多様な主体による防災訓練の場



整備スケジュール
◇ 仙台貨物ターミナル駅の移転・撤去、用地の引き渡し後、次のとおり想定



■ 具体化に向けた課題

- 市町村との連携
- 隣県の広域防災拠点との連携（相互応援）
- 有事の際の運営体制
- 自衛隊基地との連携
- 既存公共施設の利活用及び屋内施設の使用の検討、実施

羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレードについて

第22回オリンピック冬季競技大会（ロシア・ソチ）スケート競技フィギュアスケート男子シングルにおいて金メダルを獲得した羽生結弦選手の功績は、宮城県民に大きな夢と希望を与え復興への大きな活力となる活躍であることから、「金メダルおめでとう」パレードを開催するもの。

1 実施概要

- (1) 名 称 羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレード
- (2) 日 時 平成26年4月26日（土）
午後1時30分から午後2時まで
- (3) コ ー ス 東二番丁通（みずほ銀行前 から 仙台市役所前まで）
北行き車線 約880m
- (4) 主 催 羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレード実行委員会
（宮城県、仙台市、宮城県スケート連盟）
- (5) 記念Tシャツ発売について
パレードを記念するTシャツを販売し、収益金をパレード開催経費に充てる。
 - ① 価 格 2,000円
 - ② 販 売枚数 20,000枚（予定）

「宮城県 2020 東京オリンピック・パラリンピック推進本部」の 設置について

1 設置目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）開催に係る施策等を円滑に推進するとともに、東日本大震災からの復興状況を国内外に発信するため設置したものの。

2 設置背景

2020 年に東京オリンピックが開催され、県内においても一部競技の開催が見込まれることから、以下の視点で関連する取組を行うもの。

（1）県民のおもてなし意識の醸成やスポーツ振興

選手を始め、国内外から訪れる人々との交流等を通じて、地域の活性化や県民のおもてなし意識の醸成、スポーツ振興等につながると期待される。

（2）国内外から訪れる観光客等の増加や食材等を PR する機会

このような世界的イベントの開催により、選手や大会関係者、観光客等、国内外から多くの人々が県内を訪れることから、我が県の観光・食材等を PR する絶好の機会である。

（3）東日本大震災の復興状況等を発信する機会

東日本大震災からの復興状況や国内外からの支援に対する感謝の気持ちを発信する絶好の機会である。

3 所掌事項

- （1）情報収集及び提供に関すること。
- （2）総合的な施策等を調整し、推進すること。

4 構 成 員

本 部 長：知事

副本部長：両副知事

本 部 員：教育長，各部長，警察本部長

5 本部会議開催状況

平成 26 年 4 月 7 日（月）

「第 1 回東京オリンピック・パラリンピック推進本部会議」開催

第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について

1 計画策定の背景及び経過

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条において、「都道府県は、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」旨、規定されている。
- これを受け、平成16年3月に「第一次みやぎ子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成16～20年度）、平成21年4月に「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成21年度～25年度）を策定した。
- 平成26年3月に「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画（計画期間：平成26～30年度）を策定

2 第三次計画策定に当たっての基本的考え方

以下の事項を踏まえ策定した。

- 県の第二次計画期間における取組の成果、課題
- 東日本大震災による読書環境への影響等
- 国の第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月策定）の内容

3 第三次計画の主な策定経過

- 平成25年 3月 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画の策定について、宮城県教育委員会から宮城県生涯学習審議会へ諮問
- 7月 第1回生涯学習審議会において第二次計画の取組状況等について検証
- 9月 子ども読書の担い手による第1回意見交換会実施
- 10月 第2回生涯学習審議会において第二次計画の組状況等について検証
- 11月 第3回生涯学習審議会において骨子案審議
- 12月 子ども読書の担い手による第2回意見交換会実施
- 平成26年 1月 第4回生涯学習審議会において中間案審議
- 2月～3月 パブリックコメントの実施
- 3月 第5回生涯学習審議会において最終案審議、答申

4 計画の期間 平成26年度から平成30年度までの5年間

5 計画の対象

0歳からおおむね18歳まで

6 計画の目標

みやぎの子どもが、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身につけることを目指します。

7 重点施策

- (1) 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進
- (2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備
- (3) 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

8 重点施策を推進するための主な取組

<p>《重点施策1》子どもの読書活動を推進する意義の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子どもの読書活動の担い手に対する読書活動の意義についての理解促進○ 子どもの読書活動の意義について様々な場において広報・啓発 例) 乳幼児検診やPTA 行事など親子で参加する場を活用した広報・啓発 民間団体が企画するイベント等での広報・啓発 など○ 意義の理解促進に向けた取組状況の把握・担い手への情報提供 など
<p>《重点施策2》子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村における子ども読書活動推進計画の策定及び点検・評価の促進○ 被災図書館等の復旧・復興支援の継続○ 核となる担い手の育成, ネットワーク構築支援○ 学校図書館に人がいることの推進○ 学校図書館資料(新聞含む)の整備促進○ 県図書館における児童資料に関する中核拠点の整備 など
<p>《重点施策3》子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児期における読み聞かせの推進○ 家族で本に親しむ取組の推進(「家読(うちどく)」など)○ ノーテレビ, ノーゲーム, ノー携帯電話の日の設定促進○ ブックスタートやブックスタートに準じた取組の推進○ 読書意欲や読解力を高めるための取組の推進(ビブリオバトル, 読書のアニメーションなどの新たな取組支援)

9 取組状況を把握するため指標

(1) 数値目標を定めるもの

- 小学校・中学校・高等学校の不読率(継続)
- 市町村における読書活動推進計画の策定状況(継続)
- 児童生徒の平均読書冊数(継続)
- 公立図書館等における年間の図書・児童書の個人貸出総数(継続, 一部変更)
- 学校図書館(小・中・高等学校別)における年間の一人当たり貸出数(新規)

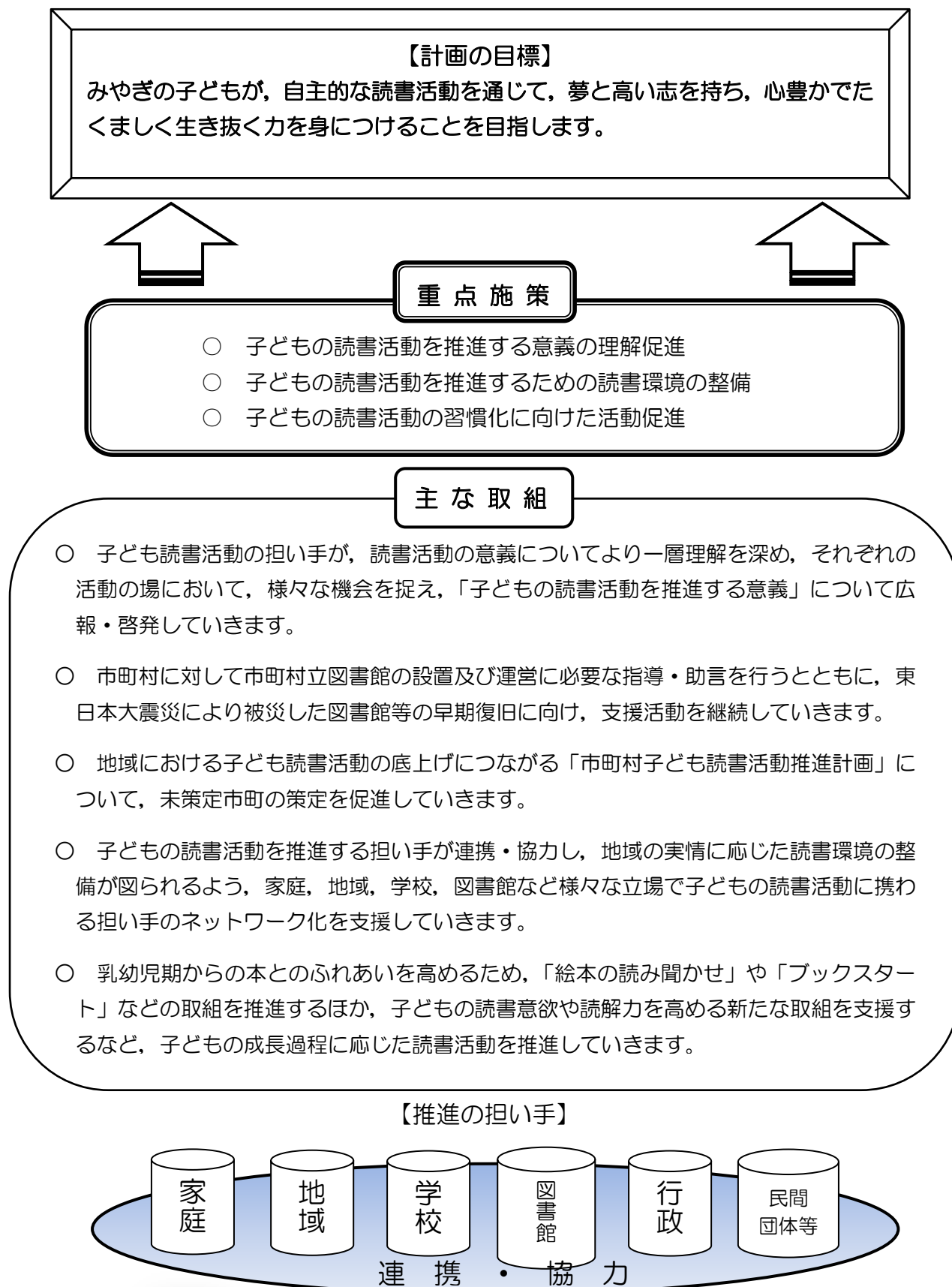
(2) 数値目標を定めず取組状況を把握するもの

- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数(新規)
- 学校図書館図書標準を達成している学校数(新規)
- 親子で読書に親しむ機会の状況把握(新規)
- 「朝の読書」など継続的に読書活動に取り組む学校数(新規)

10 計画の特色

- 子どもの読書活動を推進する意義について明確化したこと。
- 子どもの読書活動に携わる様々な担い手が取り組む方策について, 重点施策ごとに具体的な推進項目を掲げ, 実際の活動状況について検証しやすいようにしたこと。
- 家庭, 地域, 学校など様々な立場で子どもの読書活動を担う方々からの意見の多くを計画に反映し具体的な推進項目として掲げたこと。
- 計画の取組状況を把握するための指標について, 数値目標を掲げる指標の拡大を図ったほか, 数値目標は設定せずに取組の状況を把握する指標を新たに設けることにより, 取組状況の把握の方法について充実を図ったこと。
- 推進体制の整備に関し, 新たに, 「子ども読書活動推進のための基本情報の収集・分析」や, 「国との連携」についても掲げたこと。

【計画の体系図】





平成26年 3月31日

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁 殿

宮城県生涯学習審議会
会長 佐藤 直由

第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について（答申）



平成25年3月27日付け生第918号で諮問のあったこのことについては、当審議会で調査審議を行った結果、妥当なものと認めます。


なお、この計画の施行に当たっては、下記の点について特段の配慮を図られるよう要望します。

記

- 1 計画に記載のある推進主体や関係機関などと連携・協力を図りながら、計画の推進に努め、本計画を実効性のあるものとする。
- 2 県内の各市町村が、今後、子どもの読書活動を推進するための計画の策定や事業を実施するに当たり、必要に応じ助言指導に努めること。

教育庁関連情報一覧（平成26年3月17日～平成26年4月14日）

NO.	概 要										
1	<p>○平成25年度 宮城県高等学校理数科 課題研究発表会を開催</p> <p>理数科をもつ宮城県内の高校の生徒が一堂に会し、各校で取り組んだ課題研究の学習成果の発表会を開催した。</p> <p>【概要】</p> <p>開催日時 平成26年3月17日（月）午後1時から午後3時50分まで</p> <p>会 場 仙台市太白区文化センター 楽楽楽（ららら）ホール</p> <p>参加者 宮城第一高校，仙台第三高校 仙台向山高校 理数科生徒（1・2年生），関係職員及び保護者</p> <p>内 容 課題研究発表（各校から代表2グループが発表） 講 評（東北大学，宮城県総合教育センター）</p>  <p style="text-align: right;">（担当：高校教育課）</p>										
2	<p>○東北高等学校柔道部（男・女） ソフトテニス部（男・女）が全国大会に出場</p> <p>第36回全国高等学校柔道選手権大会及び第39回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会に出場する東北高等学校の選手及び関係者が，3月17日（月）に県を表敬訪問した。</p> <p>【概要】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">大会名 第36回全国高等学校柔道選手権大会</td> <td style="width: 50%;">大会名 第39回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会</td> </tr> <tr> <td>期 日 平成26年3月20日（木）～21日（金）</td> <td>期 日 平成26年3月29日（土）～30日（日）</td> </tr> <tr> <td>会 場 日本武道館</td> <td>会 場 日本ガイシホール（名古屋市）</td> </tr> <tr> <td>出場校 団体 男子52チーム，女子48チーム</td> <td>出場校 男女とも 32チーム</td> </tr> <tr> <td>結 果 男子 ベスト16（3回戦） 女子 1回戦</td> <td>結 果 男子 優勝 女子 ベスト8（3回戦）</td> </tr> </table>  <p style="text-align: right;">（担当：スポーツ健康課）</p>	大会名 第36回全国高等学校柔道選手権大会	大会名 第39回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会	期 日 平成26年3月20日（木）～21日（金）	期 日 平成26年3月29日（土）～30日（日）	会 場 日本武道館	会 場 日本ガイシホール（名古屋市）	出場校 団体 男子52チーム，女子48チーム	出場校 男女とも 32チーム	結 果 男子 ベスト16（3回戦） 女子 1回戦	結 果 男子 優勝 女子 ベスト8（3回戦）
大会名 第36回全国高等学校柔道選手権大会	大会名 第39回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会										
期 日 平成26年3月20日（木）～21日（金）	期 日 平成26年3月29日（土）～30日（日）										
会 場 日本武道館	会 場 日本ガイシホール（名古屋市）										
出場校 団体 男子52チーム，女子48チーム	出場校 男女とも 32チーム										
結 果 男子 ベスト16（3回戦） 女子 1回戦	結 果 男子 優勝 女子 ベスト8（3回戦）										

NO.	概 要
3	<p>○向陽台ミニバスケットボール スポーツ少年団と女川フィーバーエンジェルスが全国大会に出場</p> <p>東日本大震災復興支援第45回全国ミニバスケットボール大会に出場する向陽台ミニバスケットボールスポーツ少年団（仙台市泉区）と女川フィーバーエンジェルス（女川町）の選手及び関係者が、3月25日（火）に県を表敬訪問した。</p> <p>【概要】</p> <p>大会名 東日本大震災復興支援第45回全国ミニバスケットボール大会 期 日 平成26年3月28日（金）から30日（日）まで 会 場 国立代々木競技場第一体育館・第二体育館 出場校 男女各48チーム 結 果 向陽台ミニバスケットボールスポーツ少年団 予選リーグ 女川フィーバーエンジェルス 予選リーグ</p>  <p style="text-align: right;">（担当：スポーツ健康課）</p>

平成26年4月16日
高校教育課

平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況（3月末現在）について

	H25.3月末	H25.7月末	H25.8月末	H25.9月末	H25.10末	H25.11末	H25.12末	H26.1末	H26.2末	H26.3末	前年同月	増減 (当月-前年 同月)
内定率	98.5%	—	—	37.3%	62.6%	78.9%	87.2%	91.7%	95.9%	98.5%	98.5%	0.0%
男子	99.0%	—	—	39.3%	65.5%	80.9%	88.2%	93.1%	96.7%	98.9%	99.0%	-0.1%
女子	97.9%	—	—	34.5%	58.8%	76.3%	85.8%	89.7%	95.0%	98.1%	97.8%	0.3%
全国平均	95.8%	—	—	—	64.1%	—	85.3%	—	—	—	95.8	—

内訳													
卒業予定者	20,462	20,029	20,015	19,957	19,970	19,950	19,945	19,924	19,898	19,872	20,461	-589	
進学希望者	15,382	14,715	14,760	14,706	14,833	14,859	14,875	14,850	14,804	14,787	15,380	-593	
臨時的仕事希望者	245	37	65	70	86	96	106	148	195	241	245	-4	
進路未定者	63	208	153	130	116	113	109	104	86	61	63	-2	
就職希望者	4,772	5,069	5,037	5,051	4,935	4,882	4,855	4,822	4,813	4,783	4,773	10	
内訳	県内	4,028	4,428	4,316	4,298	4,207	4,174	4,155	4,120	4,100	4,071	4,029	42
	県外	744	641	721	753	728	708	700	702	713	712	744	-32
	職安・学校紹介	4,093	4,278	4,201	4,163	4,134	4,147	4,140	4,095	4,070	4,041	4,093	-52
	縁故・自営	330	175	230	230	255	277	298	334	350	371	331	40
	公務員	349	616	606	658	546	458	417	393	393	371	349	22
就職内定者	4,702	—	—	1,882	3,089	3,853	4,234	4,420	4,618	4,713	4,702	11	
内訳	県内	3,960	—	—	1,469	2,531	3,234	3,581	3,745	3,919	4,006	3,960	46
	県外	742	—	—	413	558	619	653	675	699	707	742	-35
	職安・学校紹介	4,038	—	—	1,820	2,873	3,436	3,718	3,821	3,950	3,996	4,038	-42
	縁故・自営	321	—	—	62	100	134	195	262	313	352	321	31
	公務員	343	—	—	0	116	283	321	337	355	365	343	22
就職未内定者	71	—	—	3,169	1,846	1,029	621	402	195	70	71	-1	
月間受験者数	100	—	—	3,949	1,014	800	348	162	187	86	100	-14	

【概況】※()内は前年同月

- ① 就職内定率 : 98.5% (98.5%)
 ② 進路希望の割合状況 : 進学 74.4% (75.2%) 就職 24.1% (23.3%)
 : 臨時的仕事 1.2% (1.2%) 未定 0.3% (0.3%)
 ③ 就職希望者の割合 : 県内 85.1% (84.4%) 県外 14.9% (15.6%)
 ④ 県内外の内定率 : 県内 98.4% (98.3%) 県外 99.3% (99.7%)
 ⑤ 内定者の割合 : 県内 85.0% (84.2%) 県外 15.0% (15.8%)
 ⑥ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	その他	総合学科
平成25年度	97.6%	99.8%	99.9%	99.4%	100.0%	90.8%	100.0%	98.1%
平成24年度	97.2%	99.3%	99.8%	99.1%	100.0%	99.0%	91.7%	99.8%

⑦地域別内定状況

地域別内定率	白石	大河原	仙台	大和	塩釜	大崎	石巻	築館	迫	気仙沼
平成25年度	99.5%	98.0%	97.9%	100.0%	97.3%	99.2%	98.6%	98.9%	100.0%	99.6%
平成24年度	97.0%	99.1%	98.2%	100.0%	96.0%	99.1%	98.2%	100.0%	99.5%	100.0%

⑧県内求人倍率

宮城労働局発表 県内求人倍率(2月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県内求人数	7,198	6,331	4,279	4,107	5,393	6,978	7,965
県内求職者数	4,394	4,130	3,540	3,520	3,076	3,519	3,544
求人倍率	1.64	1.53	1.21	1.17	1.75	1.98	2.25